

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所

虐待防止委員会規程

社会福祉法人

日本キングス・ガーデン

常総広域障害者支援施設

「常総ふれあいの杜」

第1章 総則

(目的)

第1条 常総広域障害者支援施設「常総ふれあいの杜」(以下「事業所」という)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適正な障害福祉サービスを提供することを業務の目的とする。本規定では、「虐待防止のための指針」に定められた虐待防止委員会及びその運営の詳細を定める。

第2章 虐待防止委員会

(構成)

第2条 虐待防止委員会は、以下の構成からなる。

- (1) 委員長(施設長)
 - (2) 担当者(サービス管理責任者)
 - (3) 委員(相談員、事務主任、栄養士、支援主任、支援副主任、医務主任)
 - (4) その他委員(苦情解決第三者委員)
- 2 身体拘束等の適正化を目的とした、「身体拘束等の適正化検討委員会(身体拘束等の適正化のための指針)」を本委員会の部会として設け、本規程の第2条1項(1)～(3)を構成員とする。

(開催)

第3条 虐待防止委員会は、原則、3カ月毎に開催する。

- 2 担当者が委員会の開催を必要と判断した場合は、委員長了承の下、委員会を開催することができる。
- 3 委員長及び担当者出席の下、委員も含め、半数以上の出席により、委員会が成立するものとする。
- 4 担当者は、委員会議事録を作成し保存する。

(窓口)

第4条 当該事業所で発生した職員による利用者虐待(及び虐待の疑い)事案に関し、利用者本人及び保護者、職員等からの通報窓口は、本委員会の担当者が担う。

- 2 担当者は通報内容を確認し、委員長と協議の上、虐待と判断された時は、速やかに市町村に通報する(障害者虐待防止法第十六条第一項)。
- 3 緊急性の高い事案の場合には、担当者は市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の安全を優先する。

(対応)

第5条 当該委員会は、利用者の虐待事案に関し客観的な事実確認を行う。

- 2 利用者への虐待行為が当該事業所職員によるものであった場合、厳正な処分を求めることができる。
- 3 虐待事案発生の変因分析を行い、サービス内容の見直しや労働環境の改善により、是正が可能と判断された場合は、適切な施策を施す。

第3章 教育の推進

(研修)

第6条 本委員会は、虐待防止のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に行う。

- 2 研修は、委員長又は委員長より委嘱を受けたものが実施する。
- 3 対象職員は全職員とする。
- 4 研修実績(資料、参加者の記録等)を保存する。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。